

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年12月号 | No. 12/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

### グローバル特許審査ハイウェイパイロットの開始

特許審査ハイウェイのポータルサイトで公表されたとおり、2014年1月6日付けで、13の特許庁が新しいグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）パイロットを開始することに合意しました。本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物（PCT 国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を含みます）において特許性ありと判断された請求項があり、その他の適用可能な基準を満足すれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、ユーザがより利用しやすくなるように、単一の適用要件として、既存の PPH ネットワークを簡易にし改善することを目的としています。

現時点で以下の官庁が本パイロットに参加することを決めています。

カナダ知的所有権庁  
デンマーク特許商標庁  
連邦知的所有権行政局（ROSPATENT）（ロシア連邦）  
知的所有権庁（英国）（特許庁の運営名称）  
IP オーストラリア  
日本国特許庁  
韓国知的所有権庁  
フィンランド国立特許・登録委員会  
国立工業所有権機関（ポルトガル）  
北欧特許機構  
ノルウェー工業所有権庁  
スペイン特許商標庁  
米国特許商標庁

GPPH パイロットを利用する為に必要な要件などの詳細な情報は以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/globalpph.htm>

## 国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間計算を行うときに考慮される、2014年1月1日から12月31日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

全ての土曜日、日曜日  
2014年1月1日及び2日  
2014年4月18日及び21日

2014年5月29日  
2014年6月9日  
2014年9月11日  
2014年10月6日  
2014年12月25日及び26日

これらは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内又は広域官庁の閉庁日を示すものではありません。他の官庁の2014年における閉庁日は下記PCTウェブサイトから確認可能です。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

## **PCT 最新情報**

CR：コスタリカ（所在地とあて名、Eメールとインターネットアドレス）  
GE：グルジア（官庁の名称、所在地とあて名、電話とFAX番号、Eメールアドレス、書類を発送したことの証拠、通信手段、出願言語、優先権回復に適用される基準）  
MD：モルドバ（Eメールとインターネットアドレス）  
PA：パナマ（一般情報、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件）  
US：アメリカ合衆国（国内段階移行の特別な要件）

**調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（連邦知的所有権行政局（ROSPATENT）（ロシア連邦））**

**国際予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（連邦知的所有権行政局（ROSPATENT）（ロシア連邦））**

## **WIPO GREEN**

2013年11月28日、WIPO GREEN が開始されました（WIPO GREEN の試行プログラムに関する詳細は *PCT Newsletter* 2013年4月号を参照）。WIPO GREEN はインターネット上で気候変動に取り組む環境に優しい技術のシーズとニーズを結びつける自由な取引の場を提供します。WIPO GREEN のデータベースやネットワークは、新しい技術の保有者と、環境技術の商業化、ライセンスや普及を検討している個人や企業とを引き合わせる役割を担います。その目的は、環境技術の開発、展開を加速するとともに、気候変動に取り組む新興国が環境技術を導入しやすくすることにあります。

環境技術のデータベースには、世界中の中小企業、多国籍企業や大学など様々な組織が参加しています。

WIPO GREEN は下記サイトで登録すれば、無料で利用できます。

<http://www.wipo.int/green>

WIPO GREEN が提供するサービスの詳細は、下記リンク先の WIPO プレスリリース PR/2013/749 をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2013/article\\_0025.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2013/article_0025.html)

## PCT 関連資料の最新／更新情報

### PCT ウェビナー

2013年12月3日に行った ePCT 出願に関するウェビナーの録音が PCT ウェビナーのページに追加されました。本ウェビナーは「新しいウェブベースの PCT 電子出願： ePCT を用いた WIPO 国際事務局への PCT 電子出願の実演」と題して英語で行われました。本録音とパワーポイント資料は下記リンク先でご利用頂けます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

## 手数料の支払い請求に関する注意喚起

### 新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IPTR – International Patent and Trademark Register” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照できます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： [pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

## 実務アドバイス

### 電子出願ソフトウェアに含まれていない新しい PCT 締約国についての特定の出願人の表示

**Q:** PCT-SAFE 電子出願ソフトウェアは年に数回更新されますが、もし電子出願ソフトウェアの最新版のリリース時と国際出願の提出の間に新締約国が PCT により拘束された場合、当該新締約国は自動的に指定国となると推察しております。しかし、そのような状況で 2 人以上の出願人がいて、各出願人が特定の PCT 締約国に対する出願人として表示する場合、各出願人がどの締約国に対しての出願人かを表示するためのチェックボックスがある「出願人又は出願人／発明者に関する詳細」の画面には、その新締約国は含まれていません。リストに示されていない新締約国について特定の出願人を表示するにはどうすればよいでしょうか。

**A:** 本回答は PCT-SAFE 同様、eOLF や JPO-PAS などの他の PCT 電子出願ソフトウェアにも適用されます。まず第一に、ある国が PCT に拘束される時までに当該ソフトウェアが更新されていない場合や、出願人が何らかの理由により最新版のソフトウェアを使用することができない場合、新しい PCT 締約国がソフトウェアに表示されていなくても、その国が PCT により拘束された日以降に提出された国際出願については、その国は自動的に指定されます。また、印刷した PCT-SAFE の願書様式に当該国が示されていなくても、国際事務局 (IB) から送付される様式 PCT/IB/301 (記録原本の受理通知) に示される指定官庁のリストには当該国は含まれているでしょう。

電子出願ソフトウェアの最新版に含まれていない、又はインストールした特定のバージョンのソフトウェアに含まれていない新しい PCT 締約国の出願人として表示するためには、出願時に、この情報を含む PDF ファイルを添付書類として添付することが可能です。

これは次のような方法で行うことができます。

- “Contents (内容)” の “Accompanying Items (添付書類)” タブでプルダウンメニューから “Other (その他)” を選択し、タイトル、例えば “Indication of applicants for specific designated States” を入力します。
- “Add (追加)” をクリックします。
- 添付書類テーブルに新たに作成された行を選択し、開いた後、作成した PDF ファイルを添付します。(EFS-Web 出願の場合、当該ファイルが “enclosed” していると表示)

この “Accompanying items” にある “Other” のオプションは、そこにリスト化されていない項目やソフトウェアのどこにも追加又は表示させることができない項目や情報 (例えば、継続又は一部継続に関する複数の親出願がある場合のある親出願を表示させる) を追加する際に利用できます。

出願人が 2 人以上の場合で、どちらの出願人が電子出願ソフトウェアにまだ含まれていない PCT 締約国に対しての出願人となるかどうか明確でなく、そのような情報が願書に添付されなかった場合は、受理官庁又は IB は出願人に明確にするよう求めます。出願人が新締約国を含む最新版のソフトウェアを利用していても、出願人が当該国の指定に対する出願人の表示を省いた場合に明確にするよう求められることがあります。

受理官庁としての IB に ePCT 出願パイロット版で出願するのであれば、新締約国が PCT に拘束される当日に更新される完全オンラインシステムなので、特定の指定国に対する出願人に関して情報が欠落することはまず起こり得ないでしょう。

紙の願書様式 (PCT/RO/101) を使用して出願する場合は、出願人は、第 II 欄又は第 III 欄の「追記欄に記載した指定国」にチェックし、追記欄の項目 1(ii)に、出願人名とその出願人のための指定国を表示します。

PCT 電子出願ソフトウェアは常に最新版を使用されることをお勧めします。PCT-SAFE ソフトウェアを使用した国際出願の提出に関してご質問があれば、下記 PCT 電子サービス Help Desk にご連絡ください。

E メール: [epct@wipo.int](mailto:epct@wipo.int)  
電話 : (+41-22) 338 95 23

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧